

高齡化社会対策の推進のために

(高齡化社会部会提言)

昭和59年1月

神奈川県総合福祉政策委員会

第1章 高齡化社会の到来(略)

第2章 高齡化社会対策の理念と原則

第1節 二つの基本理念

高齡化社会が、自由と活力に満ち人間味あふれる福祉社会として建設されるためには、「ノーマライゼーション」(日常化)と「総合システム化」の二つを基本理念として政策形成が行われ、また実施されなければならない。「ノーマライゼーション」と「総合システム化」は、福祉を日常化し、連携させることであり、それは神奈川県がこれまで推進してきたともしび運動の一層の展開にほかならない。

1 「ノーマライゼーション」の理念

「ノーマライゼーション」は地域社会において、年代や障害の有無を越えて、あらゆる人々が社会を構成する一員として連帯し、高齡者や障害のある人々がその持てる能力を十分に生かして、ノーマル(日常的)な生活を営むことを可能にすることを意味する。ノーマルな生活を可能にするということは、同時に自立を促すことでもあり、今後は高齡者や障害のある人々の能力と希望を生かして自立を助長することに重点を置くべきである。人々がノーマライゼーションと自立の意識に目ざめるということが高齡化社会対策を有効に進める不可欠の前提である。

また、「ノーマライゼーション」は、人々が毎日の生活を送る地域コミュニティにおいて様々な活動

への住民参加を求め、住民参加型の政策を行うことによって、福祉をより身近なものとするを意味する。例えば従来の我が国の自治体福祉政策は、大規模な施設を設置することに重点が置かれていたが、これからの高齡化社会で求められるものは、もっと身近で、日常生活にとけ込んだ親しめる施設でありサービスである。

いわゆる社会福祉施設と寝たきり老人のための公的ホームヘルプなどの社会福祉サービスと呼ばれていたものも特定の低所得層のための特殊なものから、より日常的で普遍的なものへと発展すべきである。福祉施設はもとより公共施設は、コミュニティ共同の施設として諸施策を展開する拠点となり、また、人々の多様な自主的活動の拠点ともなることによって、福祉の日常化・生活化が進められなければならない。

2 「総合システム化」の理念

「総合システム化」は、これを利用者の立場からみれば、窓口が一本化されていて利用しやすいことを意味し、供給側からみれば様々の分野で行われている政策を総合化することによって、施策の総合的で効率的な効果を生み出すことを意味する。人口の高齡化を迎えて複雑・多様化する社会構造のもとで、人々の生活ニーズも多様化、高度化しているが、このニーズに適切に対応するためには、個々の政策に

について人々の生活と生涯の全般を見渡した総合的な観点から、システム化を進めるべきである。例えば、保健・医療サービスが、単に医療ニーズを充足すれば足りるのではない。多くの場合、同時に生ずる福祉サービスに対するニーズや、住宅に対するニーズなど各分野との関連のもとで有機的・総合的に実施されなければならない。

各種の公共施設についても、それを利用する人々の年代別あるいは目的別に単一に設けられるのではなく、人々が世代を越えて触れ合うことによって、理解と連帯の精神が育かれ、地域社会の発展を可能とするために、様々な機能を有した施設を用意することが必要である。

また、「総合システム化」は、総合的観点から費用と政策効果を考慮し、資金の最も効果的・合理的な活用を意味するとともに、制度を利用する者にとって、便利でそのニーズを多角的に満たすことを可能とすることを意味する。例えば、身体が不自由で、ケアを要する高齢者に対する政策を考える場合、施設サービスと在宅サービスの何れが低額であるかという費用面からのみ判断するのではなく、その何れを当人が望むのか、また、何れが当人の福祉にとって好ましいのかという点と、当人や市町村の費用負担だけでなく、社会的コストからみて、どうすれば効率性が保たれるかという、より大きな観点から総合的に判断して、好ましい選択が行われるようなシステムに制度を改革することを意味する。

第2節 五つの原則

高齢化社会対策が「ノーマライゼーション」と「総合システム化」の基本理念を具現するためには、次の五つの原則に基づいて施策が実施されなければならない。

1 ノーマライゼーションと自立助長の原則

(1) 高齢者雇用と社会参加の促進

我が国の高齢者の中には、働けるうちは持てる力を生かして働き、社会に貢献すると同時に、その対価を生活の足しにしたいと希望する者が多い。この希望をかなえて、高齢者の能力開発を助成すると同時に高齢者に適した労働方式と労働環境を整えるこ

とによって多様な仕事を用意し、高齢者の雇用を促すことは、本人の福祉にとっても、また健康にとっても好ましい。その上、生産やサービスの供給を高めると同時に福祉費用を節約することにもなるので、二重・三重の意味で社会に貢献することになる。このように高齢者の自立を促し、福祉と効率の両立にとって好ましい政策は、特に積極的に推進すべきである。本報告が提言する高齢者事業団拡大構想はこのような考え方を自治体レベルで具体化するための一つの試みである。

また、高齢者が永年にわたり培ってきた豊富な知識や経験は、その社会にとっての貴重な資源である。これが、他世代の人々に伝えられ、歴史と伝統が継承されるとともに、新しい価値を創造するための社会活動に参加出来るシステムを確立する必要がある。地域社会の一員として、高齢者がボランティアあるいは準ボランティア活動を含む社会活動に参加できる機会を増やすことは、高齢者の生きがいにとっても、福祉施策の効果的運営にとっても極めて重要なことである。本報告が提言するコミュニティケア協会は、高齢者の社会参加の機会を高めると同時に、介護を必要とする高齢者等へのサービスの機会を拡大することを意図するものである。

(2) 自立性と主体性の尊重

高齢者は、もとより単なる職場からの引退者でもなければ、福祉対象者でもない。仮りに寝たきりになっても、社会を構成する権利主体としての一員であって、その自立性と自主性は最大限に尊重されなければならない。例えば、老人ホームなどの施設に入所するに際しては、入店に関する決定は何よりも本人の意志に基づいて行われるべきであり、施設での生活においても、居宅の場合と同様に居住者としての意識を保持できるよう、可能な限りプライバシーを尊重することが必要である。また、利用者としての意識を持つためにも当人の収入に応じた利用料を負担することを原則とし、日常の生活も各人の意志と能力と可能性を最大限に生かすことによってできるかぎり普通の生活ができるように配慮をしなければならない。本報告が提言するグループ・ハウスは、そのような考え方に立つ新しい型の高齢者の住居である。

(3) 在宅ケアの重視

身体的な不自由などによりケアを要する高齢者を

対象とする対人福祉サービスにおいては、従来は、老人ホームに入所できなかった人を家庭奉仕員等による在宅サービスで補うという考えであったが、ノーマライゼーションの理念に基づいて、できる限り現に生活している場において、家族関係と近隣関係を損うことなく普通の自立した生活ができるようにする在宅介護（ケア）・システムを作るべきである。

老人人口の増加に伴い老人ホーム等の増設が必要であることはいうまでもないが、従前のように、まず施設サービスが考えられ、在宅サービスはそれを補完するという考えではなく、施設サービスは、在宅サービスではケアが困難な場合に行うというように、施設サービスと在宅サービスの在り方についての発想を逆転させなければならない。

また、老人ホームなどの福祉施設を作るに際しても、高齢者の入居場所を決めるに際しても、高齢者が住み慣れた近隣関係を維持できるように配慮することが望まれる。

更に、寝たきりや病弱な状態にある高齢者に対する在宅ケアの重要性が一層高まるが、病院や診療所などによる保健・医療サービスと福祉サービスとの有機的連携を進め、最も効果的な形でケアが展開できるようにシステム化を進めなければならない。本報告ではこのような考えから在宅福祉サービスと保健と医療を連携させるためのチームと協議システムをつくるように提言した。

(4) ゆとりのある快適な住環境

我が国では、高齢者人口の比率が低かったことや土地利用上の隘路が多かったためもあって、これまで住居建設や都市の整備に際して、専ら効率性や機能性の追求に重点がおかれ、高齢者や障害者が自立して可能な限り自由に行動し生活することへの配慮が十分ではなかった。今後は身体的に不自由のある高齢者などが、どこでも普通の生活ができるような使いやすく、ゆとりのある住宅や施設を作ることを原則とすべきである。特に多くの人々が利用する公共施設に関しては、この配慮が不可欠であって、愛着の持てる住環境づくりを目指さなければならない。

高齢者や障害のある人々が安心して生活できるような環境は、幼児をはじめ、そこで生活するすべての人々が安心し、ゆとりをもって生活ができることを必然的にもたらす。

2 親近性と近隣性の原則

(1) 自立のなかでの親近性の尊重

我が国の高齢者の大部分は、自立して生活しているか、あるいは家族と共に生活している。今後、高齢化が一層進行する状況のもとで、家族機能は現在より低下するとしても、我が国の国民意識からみて重要な役割を担い続けることに変わりはないであろう。世代間の自立性を生かしつつ、相互扶助の機能を生かす形での家族機能は、人間的であるうえに経済的にも家族機能の外部化による社会的コストの増加を防ぐ効果も極めて大きい。したがって、家族に過大な負担をかけることなく家族機能を有効に生かすことを促進する政策を確立すべきである。

(2) 身近で開かれた多機能施設

福祉施設は単に入所者のみのものとして自己完結的に地域に対して閉鎖されたものであってはならない。施設は、家庭と同じく人々の人格的触れ合いを大切にし、相互に高め合う居住の場である。したがって、できる限り対象者の近隣コミュニティの中、あるいは近接したところに作り、入所者に対して専門サービスを提供する施設であるとともに、日常生活の中でコミュニティ施設として、地域住民によって、ごく普通に日常的に利用されるようにすることを原則とすべきである。

例えば、老人ホームについても、住居地区の普通の住居群の中に融合した形で小規模に作り、高齢者が入所する場合にも、できる限り住み慣れた住環境と近隣関係の連続性を維持できるようにすることが好ましい。また、ホームは、地域に開かれたコミュニティ施設として、その有する人的物的の専門設備と機能をデイ・センター、ショートステイ（一時入所）の機能を付属させるなどして、地域住民にサービスを提供し、併せて住民のボランティアな参加協力を促しやすい親しめる施設にすることが必要である。本報告では、このような考え方に沿った身近な親しめる老人福祉施設のモデルをつくることを提言した。

3 参加と分権の原則

(1) 政策への参加と協力

福祉を身近なものとしていくうえで、住民の参加と協力は不可欠の要素である。高齢化社会対策を効

果的に進めるためには、住民、特に高齢者と政策担当者が、政策形成に参加し、それぞれの主張や意見を政策に反映させることが大切である。政策への参加意識を持つことが、福祉の改善にとって、政策そのものを効果的かつ円滑に進めるための大きな力となる。

また、政策形成過程での関係者の参加に加えて、政策実施過程で地域住民が地域での福祉政策をわれわれの政策との意識を持って参加協力するような体制が生まれることが望ましい。特に、近隣コミュニティにおける住民のボランティア的な参加・協力は、政策の効果を倍増させるものである。

今後、ボランティア活動の主体性を尊重しつつこれと連携する地域活動のシステム化を進めることが極めて重要である。

(2) 地方の時代の分権化

自治体レベルでの政策形成とその実施への住民の参加協力を促がし、参加を意義あるものとするためには、自治体レベルに政策の決定権が委譲されることが不可欠の前提となる。権限なき決定への参加は空虚である。参加は、地方の時代における住民自治と民主主義の拡充であるだけでなく、縦割行政の弊害を除去し、地域レベルでの横断的総合化を進めることによって、政策の有効性・効率性を高めるためにも要請されるものであることを十分に認識して、この要請に応えるため、国から県へ、県から市町村へと分権化を強力に進めるべきである。

4 役割分担と政策運用の弾力性の原則

(1) 役割分担のシステム化

社会の福祉水準は、政府の福祉サービスだけに依存するのではない。中央政府、自治体、企業等の民間機関、ボランティア団体、家族のいずれもが、福祉サービスの主体であり、その適切な組み合わせが社会の総福祉水準を左右する。したがって、人々の多様な需要に応え福祉水準を向上させるためには、公私及び行政相互間の役割分担に基づいて、政策が効果的に実施されるようシステム化を進めることが必要である。例えば、近代市民社会の基本原理の一つである自助努力の重要性は、今後とも変わるものではないが、家族をはじめ近隣や職場の人々によるボランティア活動を中核とする互助、更には公的責任によって行われる家庭奉仕員やデイ・サービス等

の扶助が相互に有機的に働くようにシステムを確立しなければならない。

また、身近な地域コミュニティにおいて日常的に福祉が実現されるためには、基礎自治体である市町村の役割は極めて重要であって、その機能について、一層の充実・強化が必要である。県や国についても、財政的・技術的な市町村へのバック・アップとともに、専門的広域的行政を行うものとして、施策の競合や重複のないよう配慮しつつ、効果的・効率的な施策の展開を図らなければならない。

(2) 政策の弾力的運用と民間活力の活用

公的機関による福祉政策と公的関与は、住民の福祉改善を進めるものとして期待されるが、民間機関の持つ長所を生かす工夫を積極的に行うべきである。民間機関は、弾力的運用が可能なことと経済的効率性の追求が強力に行われることがその特徴となっているが、公的機関においてもこうした長所を生かさなければならない。

また、政策を賦活し、あるいは補完するボランティア活動については無償性は尊重されなければならないが、弾力性・消費者サービスのきめ細さ、コスト意識などの観点から、無償性にこだわらず適正な費用弁償をもってその活力を大いに活用すべきである。

更に、福祉関連施設の運営、公的施設内での民間運営に適したサービス等、民間機関に委託したり、地域の自治組織などの自主的活動に委ねる方が福祉の維持改善にとって支障なく効率的に運営できる場合には積極的に民間の活力を生かした運営をすべきである。

5 政策体系と運営の総合化の原則

(1) 政策体系のシステム化

総合システム化の一つの目的は、福祉支出を福祉ニーズの充足のために、最も有効に生かすことであるが、この目的を達成するために、ある部門で要した費用の効果が総合的に捉えられるシステムにすることが必要である。

例えば、高齢者雇用助成でも家庭奉仕員による在宅ケアでも、自治体レベルでどれだけ費用がかかるかということではなく、社会全体として少ない費用で最も福祉にとって好ましい施策はどれかという観点で、コスト計算ができるようなシステムに改める

べきである。このことを可能にするためには、自治体の各部局間でのコストとベネフィットの関係を総合的に考慮できるようなシステムに改めることと、自治体と国の費用負担率、あるいは受益者負担のあり方についての見直しが必要である。

(2) サービスの総合システム化

制度や施策の総合システム化によって福祉サービスが効果的に実施されるためには、異なる部門間の担当者のコミュニケーションが大切であることから、特に相互の連携とシステム化が必要な部門間については適切な連絡・協議機関を設けるべきである。

行政施策は、とかく縦割によって行われるために、コスト計算の上でも人間的連携の上でも横のつながりが軽視され勝ちであるが、例えば、福祉サービスと保健・医療サービス間の横断的有機的連携のためには、それぞれの制度の担当者間のコミュニケーシ

ョンと協力が、対象者の便宜と福祉にとっても、施策の効率的実施のためにも極めて重要である。

(3) 新社会開発システムの導入

高度情報通信システム（INS）の発達により、例えば、医療及び在宅ケア・サービスを補完する連絡システム、高齢者雇用のための情報システム、教育・文化施設における情報システム、総合的観点からのコスト計算システムなどに、新社会開発システムが導入できるようになるが、そのようなシステムが、人間性と効率性の観点から好ましい場合には、これを積極的に導入すべきである。

制度ないし政策体系のシステム化、人間的連携、技術システムの三つの点での総合システム化によって福祉政策をより人間的かつ効率的に運用することが可能になるであろう。

第3章 高齢化社会に向けての提言

【基本方向】

第1節 安定した経済生活のために

個人が経済的に自立し、安定した生活を実現するためには、まず、所得の保障が図られなければならない。そのためには、就労の確保と国民皆年金制のもとにおける公的年金制度の安定が求められている。

神奈川県の特徴として、就業者中に占める雇用労働者の比率が極めて高く、今後もその傾向で推移することが見込まれることを考慮し、特に、次の点に視点をあて、適切な対策を講じていくことが重要である。

その第一は、公的年金の支給開始年齢と就労からの引退年齢を接続し、就労から引退への移行が円滑に行われるようなシステムを確立することが必要である。

第二に雇用面では、男女一律による定年延長を含めた、高齢者が選択できる多様な雇用延長を促進するとともに、特に、高齢者の多様な就業志向や段階的引退を可能にするための一定年齢期間における部分就労制度を導入し、併せて、公的年金制度においては、部分就労に対応した部分年金制度を確立して、

高齢期における適切な所得水準を確保することが必要である。

第三に、引退後の所得確保の根幹をなすものとして、公的年金は、世代間や制度間の公平性を基調としつつ、安定した老後生活を維持することが可能な給付水準を確保することが必要とされる。

1 柔軟な就労システムの確立と就労環境の整備

(1) 多様な雇用延長の促進

現在、昭和60年度60歳定年の一般化の促進が図られているが、その後の高齢者に対する雇用対策の重点は60歳前半層に移行することが予測されている。

これら高齢者の就業志向は高く、また、企業の活力を維持、向上させるためには、高齢者の活用が不可欠になることなどから、当面は、年金支給開始年齢の見直しの状況を勘案し、65歳程度を目途に、男女一律による定年延長を含めた多様な雇用延長を促進することが必要である。

一方、近年の産業界における技術革新の急速、かつ、広範な進展は目ざましく、今後の技術革新や経済成長の動向によっては、雇用不安への大きな要因となることが考えられる。この場合、高齢労働力への影響は特に大きいことが予想されるので、若年労

働力や婦人労働力を含めた全体の雇用促進対策の中で適切な需給バランスを図る必要がある。

(2) 労働市場の整備，拡充

高齢者の雇用機会の確保は，雇用延長によるもののほか，新しい労働市場に求めていくことが必要である。

神奈川県の就業構造は，技術革新やサービス経済化の進展等により，第一次産業が減少し，第二次産業が停滞する反面，第三次産業が急増するものと見込まれ，雇用需要も第三次産業が大きなウエイトを占めることが予測される。これら第三次産業のうち，対事業所サービス，福祉サービス，文化・教育サービス等特に高齢者の就労の場として期待される業種において，就労の形態や労働条件に配慮しつつ職場の開拓や新しい企業の振興，育成を図っていくことが必要である。

(3) 高齢者の能力の維持，活用

高齢者の職業能力を維持，活用することは，高齢者にとっては，賃金を基盤とした生活の維持，向上のために，企業にとっては，企業活力を維持，向上させるうえで重要である。

高齢期における職業能力を維持するためには，生涯職業訓練の視点に立って，若年期からその職業生活を通じて，計画的に能力の幅を広げ，質を高めていくことが必要であり，そのために企業は，より長い労働生活を前提として多能職化を目標とするジョブ・ローテーションを設定して，その節目ごとに適切な訓練を実施することが必要である。また，公共訓練においては，時代の変化に柔軟に対応し得る訓練体制，訓練方法等を確立し，多様な人材の育成を図るとともに，雇用予約による職業訓練について検討することも必要とされる。

更に，高齢者の加齢に伴う能力の低下を補完し，また，労働災害を防止するうえから，高齢者に適応した機械，設備等の作業環境の整備や健康・安全対策を促進することが必要である。

(4) 円滑な引退への対応

高齢期は，平均的には就業志向が高い一方，加齢に伴う健康要因等により労働市場から引退する過程でもある。したがって，円滑な引退を図るための対策として，多様な就業志向に対応し，また，引退のショックを緩和するための部分就労の制度化，引退による職場生活から地域生活への円滑な移行と

順応，年金，生きがい等に関する相談，教育などの退職準備対策の促進，引退後の地域における生きがい就労の場の整備，充実を図ることが必要である。

2 老後のための所得保障

(1) 公的年金制度の検討

安定した老後生活を営むことができるようにするためには，就労から引退への過渡期における高齢者の多様な就労形態に対応した所得の確保と，引退後の生活を維持するに足る所得の確保が図られなければならない。

公的年金制度は，そのための基本的制度として，世代間の公平性を基調としつつ，その機能を発揮することが強く望まれる。

国においては，21世紀の年金制度の確立に向けて，その改革案を関係審議会に諮問したところであり，基礎年金の導入・給付水準の見直し，婦人の年金権の確立等評価される面は多い。

しかしながら，高齢者の就労ニーズの多様化や就労から引退へ移行する過程の対策については触れられていない。将来，年金支給開始年齢の延長が図られる場合には，部分就労による賃金の低下分の一定水準を補完する部分年金制を導入するなど柔軟な年金システムを確立することが必要である。少なくとも，公的年金制度の改定に当たっては，現在，実質的に部分年金制度の代替としての機能を果たしつつあると考えられる，在職老齢年金制度を合理的に改善して，その持続を図ることが必要であろう。

(2) 私的年金の助長と資産形成の奨励

老後の基本的な生活水準を越えた個人のニーズを充足するため，企業年金を充実することが必要である。このため，例えば税制優遇措置等によって，これを助長することが望ましい。

この場合，これらの優遇措置等により新たな社会的な不正をもたらさないよう留意する必要がある。企業年金制度を持ち得ない自営業者等については，公的にこれに相当する制度の創設や，あるいはそれを誘導することについて検討する必要がある。

また，個人の資産形成について，奨励することも有益である。特に，財形貯蓄制度における個人年金貯蓄の助長を図ることも重視されてよい。

第2節 健やかな生活のために

1 健康の保持増進と傷病の予防

個人の生命は、かけがえのない資産であり、生涯を通じて肉体的、精神的健康を保持増進することは、社会生活を常むうえで不可欠の条件である。殊に高齢化は、心身機能の低下と慢性的・複合的疾患の増大をその特徴としている。

高齢化に伴う心身機能の低下と疾患を予防して健康を保持し、自立した生活を営むことは、すべての県民の願いであり福祉社会形成の重要な課題である。

(1) 健康を保持増進するための施策の推進

県民が人生のあらゆる生活段階で肉体的・精神的健康を保持増進するための不断の努力の集積が図られる社会的条件の形成施策 - 意識の高揚、知識の修得、健康管理、体力づくりなど - の積極的な推進が必要である。

(2) 傷病の予防施策と総合的研究体制の確立

高齢者の肉体的・精神的健康は、社会的な生活条件によっても阻害されやすく、健康の保持増進に有害な要因を除去する予防施策 - 公害と各種事故の防止、食品・薬品衛生、社会的疎外の防止、安定した生活の確保など - 並びに、高齢者の健康を保持増進する総合的研究体制の確立が必要である。

2 保健医療体制の充実

健康の保持増進のための社会的条件の形成施策の推進、傷病の予防と健康保持の総合的研究体制が確立しても、高齢者は生物的要因から健康を阻害されやすい立場にある。高齢者の傷病は、早期の診断と治療、並びに、訓練により可能な限り速やかに健康を回復する措置が講じられなければならない。

(1) 保健医療の供給体制の整備と

マン・パワーの確保

高齢者の慢性的・複合的疾患に対応する各種専門家の協力による総合的保健医療の供給体制の確立、医療と訓練機能の地域的・機能的役割分担と有機的連携の強化による包括的供給体制の推進、医師・看護婦・保健婦・療法士等、医療保健指導及び機能回復訓練の専門家の養成と確保が必要である。

(2) 身近に利用できる医療体制の確立

医療と訓練機関は、社会生活上重要な地域資源であり、近隣性と親近性の確保が必要である。医療と訓練機関は、可能な限り地域生活の主流の中に設けて地域利用を容易にするとともに、休日、夜間の救急医療体制の促進、デイホスピタルとナイトホスピタルの設置による地域利用体制の確立が必要である。また、入所による医療と訓練は、地域生活との連続性を確保するとともに、治療コミュニティの形成によって社会復帰の促進を図り通過性を高めることが期待されている。

3 利用しやすい福祉施設

福祉サービスは、本来、個人や家族の自立的な社会生活を統一的に補完する役割を果たすものである。福祉施設も例外ではなく、地域生活から物理的にも社会的にも隔離された条件で、自己完結的サービスを提供する従来の方式から、地域生活に密着した場所に設けて社会資源を活用し福祉本来の専門性を発揮して相互の連携を強化する施設体系への再編が必要である。

(1) 施設の専門的機能分担と再編の促進

福祉施設は、保護施設・身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設、老人福祉施設と医療訓練機関の機能を明確化して役割分担をし、相互に整合性と一貫性のある施設体系とすることが必要である。また、老人福祉施設のうち入所施設は、保護、介護、治療、訓練など専門性によって統合と専門分化を図り、できるだけ小規模化して地域生活に密着させるとともに、医療機関を含む入所施設から家庭生活への移行過程に機能する過渡的中間施設 - デイケア、ナイトケア、ショートステイ、ホスターケア、グループハウスなど - を設けて社会復帰の促進を図ることが必要である。

(2) 機能統合による多目的施設の設置

通所利用施設は、可能な限り各種の福祉施設と一般利用施設との機能を統合して多目的地域利用施設とし、多様な地域住民の日常的利用を可能にするとともに、相互交流を図ることにより、コミュニティの形成を促進する必要がある。

4 地域におけるサービスの総合化

福祉サービスは、ダイナミックな日常生活に総合

的に作用することにより、その効果を十分発揮することができる。福祉サービスは、重複を避け脱漏を防いで、地域生活に立体的・効果的に作用する総合体系とするとともに、社会福祉の推進体制を確立して福祉サービスの拡充を図らなければならない。

(1) 福祉ニーズの変化に対応するサービスの拡充

福祉ニーズは経済的ニーズとともに社会的・文化的ニーズが増大してきており、それに対応する各種の社会的・文化的サービスの拡充が急務である。

(2) 福祉サービスの総合化の推進

各種の福祉施設と機能の統合化を図り、施設サービスと在宅サービスに整合性と一貫性を確立するとともに保健、医療、福祉など各種の社会サービスの有機的連携を強化して、福祉サービスの総合性を高めることが必要である。

(3) 公私の連携による福祉推進体制の確立

民間福祉活動の振興施策を推進し、行政の福祉サービスと民間の自発的な福祉活動が相互に役割分担し、協力提携して社会福祉の推進体制を確立することが必要である。

第3節 心豊かな生活のために

1 文化豊かな風土づくり

神奈川県は、文化豊かな歴史と地域風土を有し、県民の文化に対する意識は高く、地域社会の安定化と成熟化の中で、神奈川県独自の文化が育ちつつある。この恵まれた条件を生かし、高齢者から若者への伝統文化の継承や、生活文化の興隆を図るとともに、国際化の進展にも対応した神奈川の文化の創造を進めていくことが必要である。

(1) 文化施設の充実

ものからころへという価値観の変化によって、県民の文化に対するニーズは高度化、多様化している。すべての人々に香り高い文化の享受を可能とするためには、文化、芸術活動の場である図書館、音楽堂、博物館、美術館等の諸施設の設置を促進する必要がある。

(2) 文化活動の促進と地域文化の再構築

県民の文化活動の日常化を推進し、文化の興隆を図るためには、身近な地域に利用しやすい文化活動

の機会が多様に準備されることが必要である。また、地域の歴史的、文化的風土の保存や埋もれた地域文化を発掘し、育てることが地域意識を高める上でも大切である。更に、他府県からの流入人口の多い特性を踏まえ、文化の相互交流によって新しい文化を創造していくことが望まれる。

2 多様な生涯教育の推進

人生80年時代における高齢期は、家庭や社会における親としてのあるいは職業人としての責務を果たし終えた後の、自由な時間を豊富に持った自己完成期として大きな意義を有している。

充実した高齢期を過ごすためには、生涯にわたる学習が何よりも重要となるが、このためには、県民の希望と特性に応じ、生涯の各段階における多様な学習ニーズに応える学校教育を含めた生涯教育のシステムを確立することが必要となる。

(1) 多様な学習機会と場の確保

県民一人ひとりには、当然に様々な条件のもとでの生活経験や価値観を有しており、学習意欲もまた一様ではない。

ある者は知識を求め、ある者は技術を習得したいと考え、その関心の方向は多面的であり、求めるレベルも様々である。こうした多様なニーズに可能な限り応えるために、県民の希望に基づいて自由に選択することができる学習の機会と場を総合的・体系的に準備することが必要である。

(2) 学習資源の有効活用の促進

身近なところで県民の求めに応じた学習が可能となるよう、地域に設置されている様々な施設や機能、更には人的資源を総合的に活用していくことが大切である。

特に、学校教育施設については、将来の児童生徒数の変動等によって生ずる影響を考慮し、可能な限り高齢者を始めとする地域住民が利用できるよう、その専門的な機能と設備の有効な活用を図る必要がある。

(3) 生涯教育に関する情報提供システムの確立

人々の学習活動は受動的なものから、能動的なものへと変化しており、科学や社会の進歩に歩調を合わせていこうとする自立意識の高い人々の自主的な学習活動が始まっている。こうした活動を支援するために学習活動の核となる人材の養成や、生涯教育

に関する情報の収集と提供が一元的に行われる総合的な情報システムの整備が必要となる。

3 高齢化社会を支える人づくり

人口の高齢化は、高齢者はもとより社会を構成する一人ひとりの問題であり、また、社会全体のシステムに係わる問題である。そのため、すべての人々が高齢化社会についての関心と理解を深め、連帯と協調の社会を形成するための努力を払うことが必要である。特に、次代を担う子供たちに対して幼児期の家庭教育をはじめ、学校教育や社会教育などを通じて、自立心と思いやりで満たした人づくりを進めなければならない。

また、高齢者自身が、社会を構成する一員として重要な役割を果たすことが期待される。

(1) 自立した人づくり教育の推進

いかなる時代にあっても、生活は精神的に、また、経済的に自立自助の精神によって支えていくことが大切である。思いやりと自立心に満たした子供たちを育てていくためには、家族や近隣社会、更には学校において、障害者や高齢者との触れ合いのできる教育を進めることが大切である。

(2) 世代間の連帯による社会づくりの推進

高齢化社会は、何よりも異なった世代間の相互理解に基づく支え合いが基本であり、思いやりと連帯の精神による社会づくりが必要である。このため、高齢世代と他の世代、特に青少年層との交流を促進し、若い人々が自主的、積極的に高齢者とともに社会の支え手としての役割を果たすことのできるシステムが必要である。

(3) 高齢者の役割の拡大

高齢期の生活を生きがいに満たすものとするには、単に物質的に満足しているだけでなく、それ以上に家族や社会に対して何らかの貢献をしているという意識、自己のためと同時に他者のために生きているという存在感が大切である。

社会的な役割を果たしたい、社会に寄与したいと希望する高齢者の意志と能力は、社会の活力を維持するためにも大切である。

高齢者は、永年の職業生活において培われた優れた専門的知識、技能を有しており、また、時代の文化や芸能の担い手として豊かな経験を持っている。こうした高齢者の能力を地域の子供会や婦人会等と

の世代間交流の推進力として活用することが望ましい。

また、高齢化社会においては、ひとり暮らしや寝たきりの状態になって、福祉の手を必要とする高齢者が増加する。高齢者の悩みや悲しみを共有し、その心を最も良く理解できるのは、同じ世代の仲間としての高齢者であり、高齢者が相互に支え合う活動が大切である。更に、地域社会を心暖かなものとするには、住民自身の活動が望まれるが、とりわけ高齢者が人生の先達として、地域社会の発展と充実のために多様なボランティア活動の核として活躍することが望まれる。高齢者にとって住みよいまちは、必然的に地域のすべての人々にとって住み良いまちであり、地域の歴史、文化に根ざしたまちづくりのためにも、地域生活者として、その力の活用が望まれる。

(4) 高齢化社会に対する意識の啓発

高齢化社会を心の触れ合うやすらぎに満たすものとするために、すべての人々が高齢化社会問題に関する共通の認識を持ち、積極的に問題に対応していくことが必要となる。このことは、また、人々の自己の老後生活に対する周到な準備を促すことでもあり、家庭教育、学校教育、社会教育などを通じて意識の啓発に努めることが大切である。

第4節 住みよいまちづくりのために

1 多様な住まいの整備

高齢者は都市のいたるところで暮らせなければならない。高齢者は高齢者を必要とし、同時に若者をも必要としており、若者もまた高齢者と触れ合うことを望んでいる。

また、高齢者は現状の生活が快適でなく多少不便であっても自分の家にとどまりたがる傾向があり、同じ地域に住み続けたい、親族や古くからの友人との関係を維持したい、同じ生活を続けたいという要求を持っており、これは幸福感・満足感をもたらす重要な要因となっている。

更に、高齢者は、様々な生活様式と健康状態に加えて、多様な過去と要望を持っている。こうした高齢者に対応して、高齢者の自立を可能とするような住宅の整備を進めていく必要がある。

(1) 選択できる多様な住まいの整備

三世帯住宅、独立住宅、単身用住宅、グループ住宅など多様な形式の住まいが整備され、人々がその中から希望に応じた住まいを自由に選択できるシステムが必要である。

(2) 自立した独自の生活の確保

住まいの形式が何であれ、高齢者の生活空間は独立して形成され、特に、「施設」化されず、自立した独自の生活が営まれる必要がある。

(3) 孤立の排除と連帯の促進

高齢者には、様々な心身的な弱さや孤立がつきまとうが、これを理解・支援し、気力や意欲を失わないよう、自分も役立ち、必要とされている家族や社会の一員であると思えるような住宅計画が必要である。

(4) 住宅建設基準の見直し

以上の項目を実現するためには、高齢者や障害者に配慮した住宅設計基準の整備や建築基準法等関係諸法とその運用の見直しを国に求めることが必要である。特に公営住宅は、福祉・安全サービス機能を備えた福祉型住宅として整備される必要がある。

2 うるおいのある地域環境の創造

高齢者は、平穏で、緑豊かな安心できる環境を望む一方、様々な施設が身近にあって、各種サービスを受けやすい環境も望んでいる。つまり、ここで重要になってくるのはある程度完結した生活が営める快適で身近な地域社会の必要であるが、これは単に高齢者ばかりでなく、子供・病人・障害者を含めた本来的に人々の共通の願望であることは明白である。このため、すべての人々にとってよりよい地域環境を創造していく必要がある。

(1) 身近な緑と水辺の創造

公的な空間 - 道路・公園・公共施設用地 - の緑化はもちろん、あらゆる私的な空間 - 境界・庭・大規模施設用地 - の緑化を推進する必要がある。

また、下水道の整備によって不要となった公共溝渠の活性化、河川堤防構造の見直し、海辺（水際線）を地域住民生活の中へとり戻すなど、身近な親水空間を拡大していく必要がある。

(2) 楽しく歩ける道の拡大

身近な道の歩行者の安全対策はもちろん、地域生活を支える重要な空間として道を見直し、地域生活

に即した快適な生活空間として再構成し、その領域を順次拡大していく必要がある。

(3) 地域施設の複合化

現在の地域施設は、公共施設が縦割りで設置されたり、公共と民間施設が融合していないことが多い。特に、今後、老年人口が年少人口を上回ることを考えると、それぞれの年齢対応施設の相互転換は重要な課題になる。

これらを地域で複合化していくことは、経済的にも合理的であるばかりでなく、地域住民のサービスにとってもより集約的であり、世代間交流や参加促進など、より総合性が達成されるために必要なことである。

3 快適な都市環境の整備

人々は、本来、より多くの人々と交流し、より広い行動圏の中で自由に生活したいと願っている。しかし、現実の都市環境は、こうした要望を満たすことをむずかしくしている。

人々は、やむを得ない条件で遠くへ通い、自由に動きたい時不自由を感じており、これは特に高齢者や障害者のような人々に顕著に現われている。こうした矛盾解決のため、都市環境の整備を進めていく必要がある。

(1) 多核連帯都市の形成

職場・購買・医療・教育・文化のような日常生活に必需の施設は、近づきやすいこと（アクセシビリティ）が重要である。このためには巨大な一点集中・拡散型の都市構造を多核連帯型の都市形態に順次改め、 unnecessary 交通需要を制禦する計画が必要である。

(2) 移動しやすさの確保

上記の方向にもかかわらず、人々の平等で自由な移動のしやすさ（モビリティ）は確保されなければならない。生産年齢対応の効率のみを重視した交通施設を改善し、高齢者や障害者を配慮した交通システムの整備が必要である。

(3) 安全で快適なまちの創造

今日までの都市は、あまりにも効率性のみ重点をおき、その安全性・快適性をなおざりにしてきた。高齢者にとって安全で快適な都市環境は、すべての人々にとってもより安全で快適であること（アメニティ）を銘記して、都市の防災、防犯機能を見直し、

ゆとりとるおいのあるまちづくりを進める必要がある。

(4) 情報化社会への対応

今後とも発達するであろう情報技術を積極的に活用することにより、高齢者の安全性の確保や交流の拡大、新しい社会参加の可能性を高める必要がある。

【提 言】

1 地域人材バンクの設置

定年等により職業生活から引退した後においても、就労することに生きがいを求める高齢者のため、多様な就労の場が求められている。神奈川県では、シルバー人材センターと高齢者事業団がそのニーズに対応して、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、雇用形態でない、追加的収入を得るものとして会員制のもとに、市町村に設置されている。

しかし、これら事業団等は、会員の年齢的制約があるため、幅広い県民の参加意識を損なうおそれがあるほか、その有している技能範囲と程度、受注業務の固定化傾向などのため、その活動が単純労務提供にかたよりがちとなっている。

今後、地域において、高齢者をはじめとする幅広い県民の就労ニーズの高まりが見込まれることから、その自立を促すとともに、生きがい感の高揚を図るため、就労の場の拡充と事業を拡大し、更には、会員の能力の向上や再開発を行う必要がある。

よって、次のとおり提言する。

現在、市町村が整備を進めている高齢者事業団を拡充し、高齢者をはじめ幅広い地域住民を会員とし、福祉的業務、教育・文化的業務等事業の拡大を行う「地域人材バンク」の設置促進を図ること

併せて、神奈川県が独自に実施している高年者訓練事業を拡充して、会員の能力向上を図ること

会員は、高齢者をはじめ、婦人、障害者等一般県民に拡大し、年齢上の制約をはずすこと

事業は、従来から中心的に行っている単純労務提供業務に加え、福祉的業務、教育・文化的業務、サービス業関連業務等事業の拡大を図ること

会員の能力向上のために、高年者訓練事

業の訓練コース、実施体制等を拡充し、地域人材バンクと職業訓練施設との有機的連携を図ること（会員の訓練施設への派遣、訓練指導員の地域への派遣等）

地域人材バンクの概念図（略）

2 多様な高齢者雇用対策のための調査の実施

労働力人口の高齢化が進行するなかで、神奈川県は経済社会の維持、発展を目指すとともに、高齢者の高い就労ニーズに対応するために、その知識、経験・技能を活かし、多様な雇用延長や職場の開発等積極的な雇用対策を促進する必要がある。

そのためには、まず、県内の高齢者の就労実態と就労に対する多様な意識及びこれに対する企業の認識、対応方針、更には高齢労働力の需給予測を把握することが必要であり、この結果を踏まえて、昭和60年度60歳定年が一般化したのちの60歳台層に対する多様な雇用対策を適切かつ早急に講ずべきである。

よって、次のとおり提言する。

本県の60歳台層に対する多様な雇用確保対策を適切に促進するため、県内の高齢労働者の就労実態等について早急に調査すること

3 柔軟な年金制度についての要請

健康で文化的な、安定した老後生活を維持するための経済的基盤としては、公的年金を支柱とし、企業年金は、公的年金を補完して、老後の個別ニーズに応じて弾力的な給付を提供するものであることが望ましい。

国においては、公的年金制度の改革案を示し、関係審議会に諮問したところであるが、高齢者の部分就労に対応する部分年金制の導入について触れられていない。高齢者の就労から引退への過程で部分年金の必要性は特に強いものと考えられる。

企業年金については、社会的公平性に留意したうえで、税制優遇措置等を考慮し、その助長を図っていくことが望ましい。

よって、次のとおり提言する。

公的年金制度の改定に当たっては、高齢者の部分就労に併せた部分年金の導入について検討すること、また企業年金制度を充実するため、その助長を図る方策について検討するとともに、

企業年金制度を持ち得ない中小零細企業、自営業者については、公的にこれに相当する制度の創設、あるいは、それを誘導することについて検討を行うよう国へ要望すること

4 保健・医療・リハビリテーションの長期計画の策定

生涯を通じて精神的・肉体的健康を保持することは、すべての県民の願いであり、県民生活の基本的ニーズである。

健康を保障するために、生涯の生活段階に適合する健康の保持増進のための保健施策、傷病の早期発見と治療施設、社会生活への復帰を促進するリハビリテーション施設を連続した一貫体系とするとともに、保健・医療・リハビリテーションのサービスを提供する機関の機能の有効性と地域住民のサービス利用の利便性を考慮して、各種機関の地域的配分を計画し、各種機関のサービスを連携した整合体系とする保健・医療・リハビリテーションの総合供給システムの策定が必要である。

よって、次のとおり提言する。

保健・医療・リハビリテーションの総合供給システムの長期計画を策定すること

ことに高齢期は、有病率が高く、心身機能の低下と慢性的・複合的疾患の増大を特徴としていることから、保健・医療・リハビリテーションの総合供給システムの長期計画のなかに老人保健法の施策体系を組み入れて、市町村において成人・老人保健施策の実施体制を更に拡充強化すること

高齢者の増加と長寿に伴って発生する各種器質的、機能的障害（がん、心臓病、脳卒中、老年痴呆他）などに対する研究を進めるとともに介護方法の開発について検討すること

5 身近で親しめる老人福祉施設の整備

都市型社会の進展に伴って、今後高齢者世帯は増加の一途をたどり、高齢者の老人ホームへの入所希望は飛躍的に増大することが予測される。ちなみに、65歳以上の高齢者人口が20%となり、そのうち2%が老人ホームへの入所を希望すると、人口1万人につき40人の老人ホーム入所希望者がでることに

なり、老人ホームの必要性は、現在の県下老人ホームの入所定員の6倍以上となる。

この需要に応えるために、これからの老人ホームは、これまでの救貧的性格を取り除いて、保護、介護、治療、訓練などの専門性を高めて、それぞれが有機的関連性のある体系に編成するとともに、可能な限り地域生活に密着した形態で設置し、住み慣れた地域社会での利用ができるようにすることが必要である。

よって、次のとおり提言する。

福祉施設のもつ専門機能を地域社会へ開放するとともに、高齢者の生活様式に合わせ多様化し、選択性のあるものとしていくこと

福祉施設のなかで、生活と保護の機能を提供する施設は、小規模化し、地域社会との密着化を図ること

デイケア、ナイトケア、ショートステイ、ホスターケア、グループハウス等過渡的中間的サービスの促進を図ること

6 急がれる痴呆老人対策の充実

神奈川県の痴呆老人は、老年人口の4.8%約24,000人程度存在していると推計され、徘徊や不潔、奇声等多様な症状を呈している。なかでも肉体的には異常がなく、精神面に異常をきたしている徘徊老人については、介護人は目を離すことができず各家庭での介護が非常に困難となっている。

このような状況に陥らないためには、各人の心身にわたる日常の健康管理が非常に大切であり、また、それを支える体制づくりが必要となっている。

痴呆老人を地域の生活者として全人的に把握していくには、痴呆老人の身体的疾患の状況、日常生活能力、家庭の介護状況や能力などを総合的に判定し、その上に立った保健・医療・福祉の専門機関による総合的な対策が必要である。

よって、次のとおり提言する。

痴呆老人及び、介護する家庭に適切なサービスを行うために、当面次の施策を講ずること

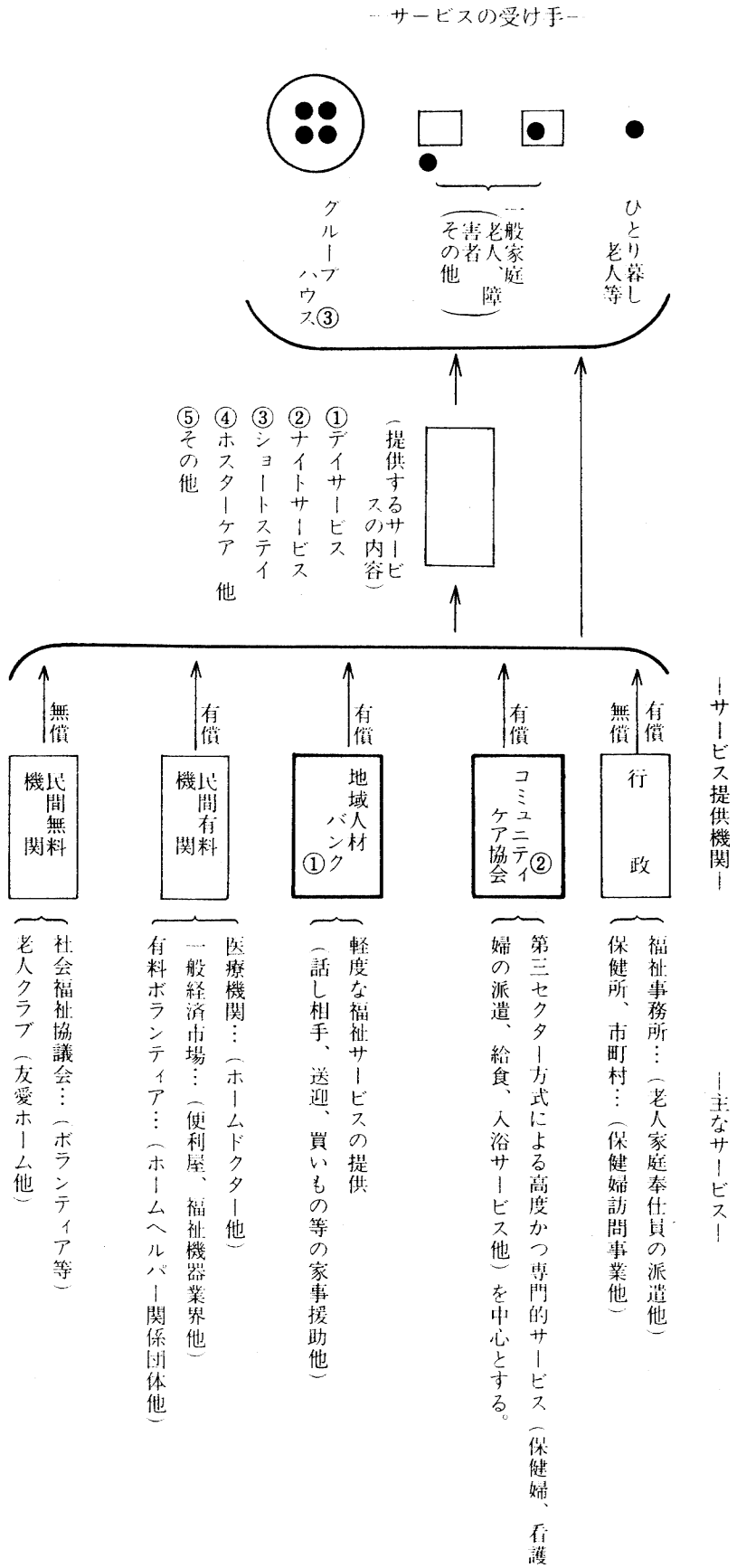
保護・医療・福祉のサービスの総合化を図るため、各市町村に処遇について協議の場を用意すること

保健所等の相談窓口の機能を強化し、予防、看護、医療機関等の紹介など情報提供

〔地域福祉サービス提供モデル図〕

今回提言をしたもの

- ① 地域人材バンク 提言 1
- ② コミュニティケア 協 提言 7
- ③ グループハウス 提言 12



を行うこと

○症状の重い痴呆老人の多くは、家庭での介護が非常に困難であることや合併症なども見られることから、地域の特性を踏まえながら医療及び福祉の専門施設の整備を図ること

精神科的治療及び合併症の治療を行える病棟を地域特性に配慮しながら整備していくこと

専門福祉施設を整備し、特別養護老人ホーム及び医療機関と連携した体制づくりを行うこと

7 コミュニティケア協会の設置

- 地域福祉サービスの結合体系化の促進 -

地域社会のなかで各種の社会資源を活用して生活し、自主性と主体性が最大限に尊重されるのが、すべての県民の生活様式であり、高齢者も例外ではない。

高齢者が永年にわたって培ってきた知識と経験を生かして社会活動に参加できる機会を促進し、併せて、高齢者が地域社会のなかで健全で安心して生活できるために、施設サービスと在宅サービスを統合した地域福祉サービスの総合体系を確立することが必要である。

特に、各家庭の少人数化に伴う家庭での介護機能の低下は著しく、介護する人手不足などによる家族の負担が増大しており、在宅福祉施策の充実が切に望まれている。

一方、地域社会には、社会参加の拡大を希望する様々な能力をもった婦人や高齢者が存在している。

増大する福祉ニーズとこれらの婦人や高齢者の活力を結びつけ、従来からの行政サービスや民間サービスと並んだ新しいサービス供給組織が必要である。

よって、次のとおり提言する。

施設における福祉サービスの中核として各市町村に「コミュニティケア協会」を設置し、高齢者及び障害者等の社会生活を援助すること

コミュニティケア協会は、保健・医療・福祉の関係機関等の参加による第三セクターとすること

コミュニティケア協会の活動は、老人家庭奉仕員活動、保健婦活動等公的サービス、地域人材バンク等民間サービス、友愛チー

ム等ボランティア活動などと有機的に結びつき、チームとして一体的なサービスの向上に努めること

コミュニティケア協会は、在宅福祉サービス及び福祉施設への援助を行い、高度かつ専門的なサービスを中心に有料による業務提供を行うこと

高齢者等の広範なニーズに対応するため、福祉事務所の機能強化が望まれ、福祉にかかる相談や意識の啓発、福祉教育の窓口などの機能強化を図ること

福祉事務所の町設置を促進すること

保健・医療・福祉にかかる高度なコーディネーターを育成し、配置して行くこと

県内においては、市町村の区域を越えて広域生活圏が存在していることから、その区域内におけるサービスの平準化を図ること

行政センターの平準化を図るため、各生活圏毎に保健所、医療機関、福祉事務所、社会福祉協議会などの参加による広域連絡調整委員会を設け、保健・医療・福祉にかかる施策の総合化を図ること

8 総合福祉情報センターの設置

高齢化社会の進行に伴い、各種の社会資源の有効活用が特に必要とされているが、現状においては、総合福祉にかかる研究・研修・情報の提供は、各機関によってバラバラに実施されている。

神奈川県の急激な高齢化に対処するためには、公私による役割分担や国・県・市町村の役割分担によるサービスの総合システム化が必要不可欠である。

よって、次のとおり提言する。

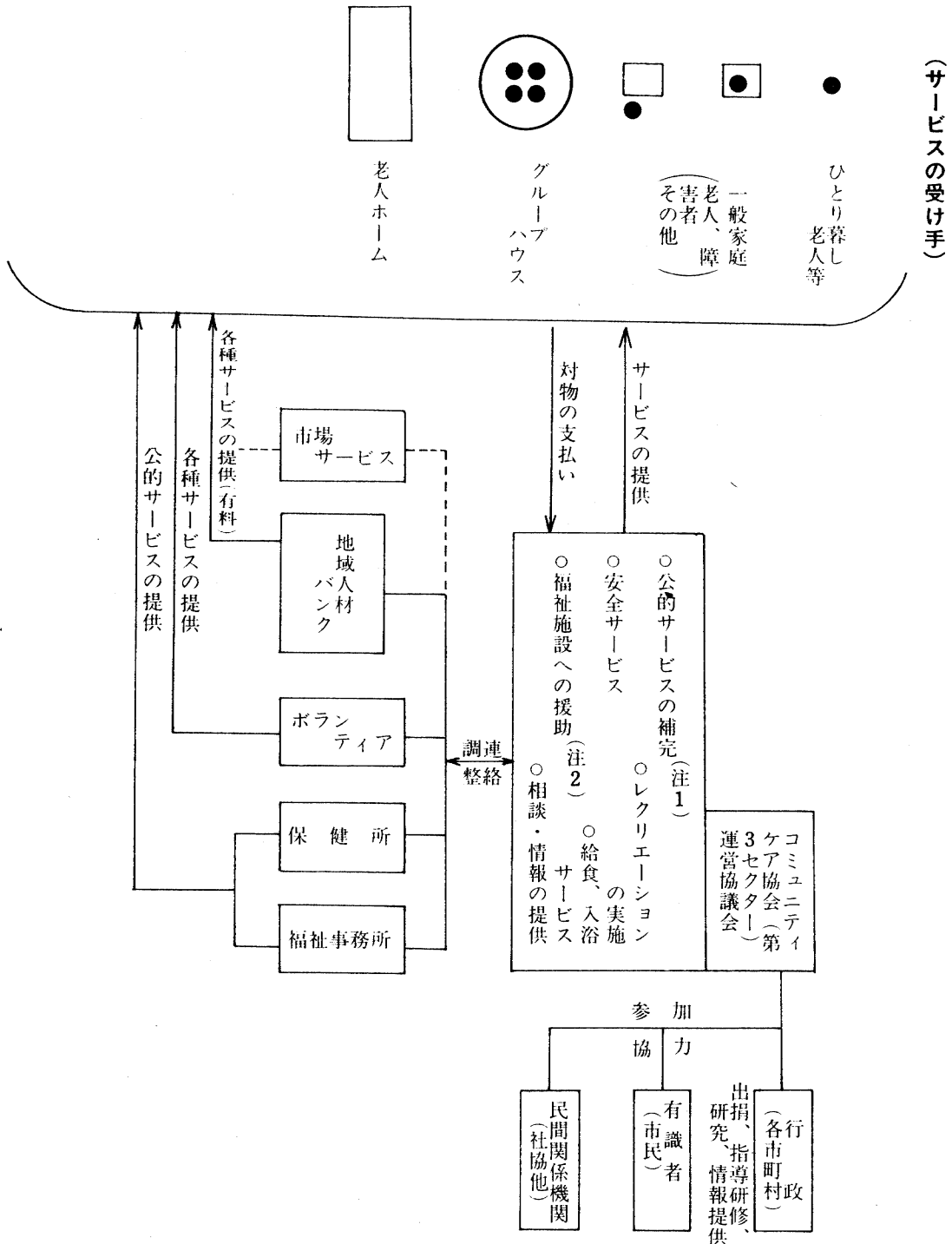
県立老人福祉センターの見直しをすすめ、総合福祉に関する研究・研修・情報提供の中心となる総合福祉情報センターを設置すること。また、高齢化社会対策を総合福祉の観点から、総合的かつ計画的に行うため、企画調整機能を強化すること

9 かながわ自由大学システムの形成

神奈川県は、全国でも有数の高学歴社会であるが、高学歴化の傾向は年齢が若いほど高くなっている。

高度情報化社会の進展と国際化へのうねりの中に

【コミュニティケア協会の概念図】



(注1) 公的サービスの補完
 (例示) 老人家庭奉仕員の派遣は、1週4回18時間以内となっているが、この時間以外に対応して同一サービスを提供する。

(注2) 福祉施設への援助
 (例示) 老人ホーム等で職員が急病等によって臨時に手不足が生じたときに協会から人材を提供する。

あって、県民の教育、文化活動のニーズは、今後ますます高度化、多様化することが予想されている。

一方、県内には多数の学識者、文化人更らには地域の伝承芸能や生活文化を担う様々な人的資源が存在するとともに、40を越える大学、短期大学をはじめ各種の教育、文化施設が設置されている。

県民の教育文化ニーズの増大に対応するためには、こうした人的、物的な資源を有効に活用し、身近な地域での幅広い教育、文化活動から高次で系統的な学習を可能とする新しいシステムの形成が必要である。

よって次のとおり提言する。

県民に高度かつ体系的な学習の場を提供するため、「かながわ自由大学」の設置について検討し、併せて同大学と県内諸大学や地域の施設と連携した新しい学習システムについて検討すること

かながわ自由大学は、県民、大学、行政等幅広い分野からの参加による第三セクター方式によって運営されること

かながわ自由大学は、諸大学等の協力を得て、高度かつ体系的なカリキュラムを作成し、県民に提供すること

老人福祉センター、学校、公民館等地域の身近な施設を「〇〇地区自由塾」として活用し、社会的、文化的活動の場としていくこと

かながわ自由大学と県内各地の自由塾や様々な教育、文化機関とを結びつけた新しい学習システムを形成すること

身近な地域での教育、文化活動の充実を図るため登録システムによる人材活用のシステムを形成し、自由大学や自由塾において活用していくこと

かながわ自由大学システム概念図（略）

10 ふれあいの福祉教育の推進

核家族化の進行と少産傾向の定着によって、家庭や地域社会での子供同士や世代を越えた触れ合いが減少している。

高齢化社会を心温かなものとするためには、すべての人々が連帯し、協調していくことが大切であるが、とりわけ、次代を担う子供たちが人間性豊かに

育っていくことが期待される。そのためには、家庭や学校教育の場において、障害者や高齢者との触れ合いを含めた実践的な福祉教育を展開する必要がある。

よって、次のとおり提言する。

○現在の社会福祉研究普及校制度をより発展させ、就学前の段階を含めて子供の発達段階に応じた、実践活動を重視した福祉教育を保育や学校教育の重要な部分として位置づけ、すべての保育所や学校に普及すること

11 地域とつなぐ退職準備教育の促進

神奈川県の就業者数に対する雇用労働者、いわゆるサラリーマンの比率は全国平均を大きく上回っており、典型的なサラリーマン社会を形成している。

このサラリーマンの多くは、居住地から遠く離れた職場に通っており、また、その関心の多くを職場に向けている。このため、こうしたサラリーマンは、とかく地域社会とのつながりが乏しくなりがちであり、退職により自己の存在感の喪失や人的交流の減少による精神的ショックを受けやすい状況にある。退職後の長い生活を充実したものとするために、個々人が日頃から地域社会での生活を豊かなものにしていく必要があるとともに、企業としても、従業員に対して、退職後生活についての準備を促す機会を作っていくことが必要である。

よって、次のとおり提言する。

雇用労働者の地域社会生活への軟着陸を目指した退職準備教育を普及するため、労働者、使用者、学識者、行政による既存の協議の場を活用して、退職準備プログラムの開発や、その推進方策について検討すること

12 自立を支えるグループ・ハウスの整備

老年人口の増大に伴い、ひとり暮らし老人、あるいは高齢者のみの家庭が増大することは明らかである。ひとり暮らし老人の住生活における特徴をみると、自立を求める一方、自らの安全については不安を持っている高齢者像が浮び上がってくる。

こうした高齢者に対応して、孤立しない独居を確保するためには、地域の老人福祉施設、医療施設等の近隣に、高齢者向きの独立住宅の集り、気の合った高齢者が複数で住む住宅、高齢者が一階に入居し

た集合住宅のような、ある程度のかたまりをもった住居群を用意する必要がある。これはまた、高齢者相互の交流と互助、施設等からのケアのある程度の効率性にも役立つはずである。

一方、家族との同居を促進し、自立を助長するためには、高齢者の居室整備だけでは不十分である。家庭の生活と独立した自立的な生活を営めるためには、その居室の構造や玄関、トイレ、浴室等の改造も必要であり、そのための資金についても貸付を行うべきである。特に、貸付対象者を本人とすることは、その自立を助ける上で望ましいと考えられる。

よって、高齢者の自立を可能とする住宅を整備するため、次のとおり提言する。

○グループ・ハウスの整備

地域の老人福祉施設や医療施設と連携したグループ・ハウスを整備し、高齢者の孤立しない独居を確保すること

○住宅関係融資制度等の拡充

住宅の新築・増築・改築のための融資制度・情報提供・相談機能を総合的な住宅政策として拡充し、高齢者の自立した同居を助長すること
グループ・ハウスの概念図（略）

13 グリーン・マトリックス（緑で結ぶ地域環境）の形成

高齢化社会にあって、特に重要な意義をもってくるのは、ある程度完結した生活のできる豊かで身近な地域環境である。

今日、日常的生活を過不足なく行える身近な地域環境は、ますます少なくなり、職場は遠く、日常的な買物や保健・医療の施設すら近くにはなく、豊かな文化的雰囲気や自然的環境に接するためにも遠くへ出かけなければならなくなっている。また、身近な道路も自動車に占有され、公園は孤立し、地域の中にある様々な施設も分断され、人々の日常的生活を索漠としたものになっている。

こうした地域環境の荒廃から、本来あるべき豊かさを取りもどすためには、多様な日常生活のニーズに即した身近な地域環境の統合が必要であり、これは単に高齢者、幼年者や障害者、病人などのためばかりでなくすべての人々の共通の願いである。

よって次のとおり提言する。

身近な地域環境の統合

地域の主要な施設（公園・緑地・水辺や商店・病院・学校など日常購買・保健医療・教育文化施設）を結ぶ地区内生活道路

グループハウスの概要

項 目		説 明
設置方法	公的	○公的集合住宅の一階部分を高齢者向けとして建設 ○小規模民間アパートや大規模住宅の借上 ○老人福祉施設との複合設置
	私的	○大規模住宅建設時に一定割合を高齢者向けとして分譲するよう要請 ○住宅配置の指導 ○コーポラティブ住宅の建設促進
入居対象者		○家族とは別に住みたい又は、別に住まざるを得ない、ひとり暮らし老人、高齢者夫婦で、通常はケアを必要としない者
立 地		○老人福祉施設・医療施設・その他福祉サービス機関に併設あるいは近隣に立地し、交通機関・商業施設にも近いこと ○日照条件がよいこと
構 造 等		○老人福祉施設等を中核として、余り遠くない所に立地するある程度のかたまりをもった住宅群であれば住宅の型は限定しないこと ○高齢者にとって住みやすいような構造上の配慮がなされていること ○生活の独立性を確保するための施設が備わっていること
ケ ア		○高齢者間の互助を原則とすること ○一時的な疾病等のため日常生活に支障がある場合、老人福祉施設・医療施設・福祉サービス機関より、給食サービス・医療サービス・介助サービス等の提供が受けられること

をコミュニティ道路（自動車の通行を制限し、安全で快適に歩ける道路）として整備すること

このコミュニティ道路に沿った宅地の境界はすべて生垣とし、周辺の宅地や前庭の緑化を促進すると同時に、道路そのものを積極的に緑化し、楽しく歩け、憩える空間として整備すること

このコミュニティ道路を順次住宅地区にも拡大し、地域全体のグリーン・マトリックスを形成すること

地域施設の統合

地域の中で分断されている主要な施設は、コミュニティ道路、グリーン・マトリックスで統合すること

地域の中で新しく建設される施設については、可能なかぎり統合、複合化して計画すること、また地域施設の中には、高齢化の進行による年齢別ニーズの変化に伴い、余裕を生じてくるもの（例えば年少人口対応の教育施設など）もあると予想されるため、これらの施設の転用、再利用、複合化を準備、検討すること

14 情報技術の調査・研究の実施

現在、飛躍的に進展しつつある様々な情報・通信技術は、人口高齢化によってもたらされる課題を解決する有力な手段になると考えられている。

高度情報システムや高度通信システムは、在宅ケ

アシテム、地域医療情報など保健・医療・福祉に係わる日常生活上の利便を向上させ、また、生涯学習、在宅学習などの教育・文化の手段を多様化するとともに、各種の情報（雇用情報、住宅情報、生活情報など）を利用する機会も拡大させるものと考えられる。

特に、高齢者の肉体的、生活的な不安に対する安全確保としての健康管理、防犯・防災システムなどの機能は今後とも大いに開発されてしかなるべきである。

よって次のとおり提言する。

高齢化社会に対応した地域の新社会システム構築のため、情報化社会の進展動向、各種情報技術の特徴及び高齢者の需要に応じた情報技術の活用方法等について調査研究すること

15 「ふれあいと緑のまち」モデル地区の

設定 - 地域福祉サービスの向上のために

以上、14の提言が各機関によって個別の現場において実現されることが望まれるが、総合福祉の観点から身近な市町村において民間の福祉活動の育成を促進し、行政の福祉サービスと民間の自発的な福祉活動とが相互に役割を分担し、協力提携して地域福祉サービスの推進を図る体制の確立が必要である。

よって次のとおり提言する。

本提言のうち関係の深い幾つかの提言を一体として実施すること、また、当面モデル地区を定め試行すること

「ふれあいと緑のまち」の概念図（略）